

18. 難病患者等に対する福祉サービス

難病医療費 (指定難病) 助成制度	<p>指定難病（発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち厚生労働大臣が指定した疾患）にかかっている方に対する医療費助成制度です。疾患研究により医療の確立、普及を図るとともに、受診者の医療費負担軽減を図ることを目的としています。指定難病審査会で承認され、特定医療費受給者証の交付を受ければ医療費が助成されます。また、治療等は県、政令指定都市が指定した医療機関で受けることになります。</p>
	<p>問 合 せ 南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課 疾病対策係 《TEL》0944-69-5405</p>
小児慢性特定疾病 医療費助成制度	<p>小児慢性特定疾病（厚生労働大臣が指定した疾患）にかかっている18歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満）について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費及び自己負担分の一部を助成する制度です。小児慢性特定疾病の審査会で承認され、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受ければ医療費が助成されます。また、治療等は県、政令指定都市、中核市が指定した医療機関で受けることになります。</p>
	<p>問 合 せ 南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課 疾病対策係 《TEL》0944-69-5405</p>
障害福祉サービス	<p>難病患者の方が地域で自立した生活が送れるよう、障害福祉サービスを提供します。詳しくはP32をご覧ください。</p>
	<p>問 合 せ 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>
補装具費・日常生活 用具の給付	<p>日常生活を営むのに支障がある難病患者の方に対し、補装具費の支給と日常生活用具の給付をします。詳しくはP20をご覧ください。</p>
	<p>問 合 せ 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>
小児慢性特定疾病 児日常生活用具	<p>小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に、必要な日常生活用具を給付する制度です。扶養義務者の収入等に応じて費用の一部負担があります。</p>
	<p>問 合 せ 健康づくり課 《TEL》0942-53-4231 《FAX》0942-53-4119</p>

[難病患者補装具一覧]

補装具の種類	障害名	補装具名
	視覚障害	盲人安全杖・義眼・眼鏡
	聴覚障害	補聴器
	肢体不自由	義肢・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助杖・重度障害者用意思伝達装置
身体障害児のみ	座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具	

[難病患者日常生活用具一覧]

種 目	対 象 者	
難病患者等	便器	常時介助を必要とする者
	特殊マット	寝たきりの状態にある者
	特殊寝台	同上
	特殊尿器	自力で排尿できない者
	体位変換器	寝たきりの状態にある者
	入浴補助用具	入浴に介助を要する者
	移動・移乗支援用具	同上
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者
	ネブライザー	呼吸器機能に障害がある者
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害がある者
	居宅生活動作補助用具	同上
	特殊便器	上肢機能に障害がある者
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害がある者
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ の世帯及びこれに準ずる世帯
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	在宅酸素療法を行う者若しくは人工呼吸器の装着が必要な者